

港にぎわい公園づくり推進計画（素案）について

1 計画策定の背景と課題

区は、平成18年に年齢層に関係なく幅広い人々が利用できる「にぎわいある公園」を目指し、区民との協働を基本とし、これまでにない魅力ある公園づくりを進めるため、「港にぎわい公園づくり基本方針」を策定しました。現行方針は、区内の人口増加やまちづくりの動向などの社会的変化、それまでの区の実施等を踏まえ、平成28年に策定しています。

前回の策定から5年が経過する中で、都市公園法等の改正による新たな制度の創設やSDGs、脱炭素に向けた取組の広がり、新型コロナウイルス感染症を背景とした公園利用の変化など公園を取り巻く社会環境が大きく変化しています。また、区では、この間、指定管理者を5地区に導入し、公園の維持管理体制を一新するなど現行方針の実施を着実に実行するとともに、「港区基本計画」「港区緑と水の総合計画」などの上位計画を策定してきました。

これらの背景を踏まえ、区を取り巻く状況に、より即した取組を区民、利用者、指定管理者とともに更に進めていくため、名称を改め「港にぎわい公園づくり推進計画」として策定します。

2 港にぎわい公園づくり推進計画のポイント

(1) 策定の方向性（P7～P8）

ア 長期的な考え方の継承

公園及び公衆トイレに関する長期的な考え方を示した理念に基づき、継続して取組を進めていることから、基本方針の理念を継承します。

イ 区民、事業者等の役割拡大を踏まえた施策・取組の再構築

公園に関わる全ての担い手の役割を整理し、公園等の柔軟な活用とより良い公衆トイレの実現に向け、施策・取組を再構築します。

ウ 社会的要請、利用者ニーズを踏まえた公園等の機能更新

ゼロカーボンシティの実現、持続可能な都市の構築の観点、また、障害の有無に関わらず誰もが遊べる遊び場や心身のリフレッシュの場などに対する需要の高まりを踏まえ、ハード、ソフトの両面から公園等の機能の充実を図ります。

エ 安全・安心で快適な利用の維持・向上

引き続き、施設の安全管理と長寿命化など、安全・安心、快適な利用を支えるための取組を継続します。

オ 適切な進行管理と5地区が連携する推進体制の構築

指定管理者の全面導入に伴い、5地区の特性に応じた管理が展開され始めた

現状をより良い方向に伸ばしていけるよう、多様な主体が参画するための仕組みづくりと、公園事業全体の進行管理（PDCA）により、各地区総合支所の担当者と指定管理者が連携した推進体制を構築します。

（2）公園及び公衆トイレの理念と目標

（公園：P16～P26、公衆トイレ：P66～P67）

ア 公園

「まちにみどりを、暮らしにうるおいを、人々に笑顔をともにつくるにぎわい公園」を理念とし、5年後の実現を目指す総合的な目標は、①公園等の量の確保、②身近な場所への一定規模の公園等の充足、③公園等に対する利用者満足度の向上の3項目とし、それぞれに適切な目標値を設定します。

イ 公衆トイレ

「やすらぎともてなしの公衆トイレづくり」を理念とし、5年後の実現を目指す目標は、安全性・使いやすさ・清掃（臭気・見た目）に対する利用者満足度の向上とし、適切な目標値を設定します。

（3）地区別方針（P79～P114）

にぎわい公園づくりの実現性を高めていくため、公園等の維持管理を担う各総合支所単位で、多様な地域の特性や公園及び公衆トイレの現状を踏まえ、整備・管理運営に関する具体的な取組を示します。

（4）取組の推進に向けて（P115～P120）

毎年、事業進捗調査を行い、次年度の取組へ反映します。

また、取組の進捗状況や区を取り巻く社会経済情勢の変化に合わせ、5年ごとに策定を検討します。

3 検討経過（会議体等における検討の経過）

- 港にぎわい公園づくり推進計画策定委員会
（街づくり・子育て・防災・環境など関係する10課の課長級で構成）
6月24日から10月19日まで3回開催
- 港にぎわい公園づくり推進計画検討会
（学識経験者・区民等で構成）
7月2日から10月26日まで3回開催

4 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|------------|--|
| 令和3年12月21日 | パブリックコメントの実施 |
| ～令和4年1月20日 | （広報みなと12/21号に実施を掲載） |
| 令和4年 2月 | 「港にぎわい公園づくり推進計画策定委員会」及び
「港にぎわい公園づくり推進計画検討会」開催 |
| 令和4年 3月 | 「港にぎわい公園づくり推進計画」策定 |

第I編 港にぎわい公園づくり推進計画策定の考え方

本編P1～P14

港にぎわい公園づくり推進計画とは

本編P9～P14

目的
期間
対象

年齢層に関係なく幅広い人々が利用できる「にぎわいある公園」をめざし、公園・緑地の整備、管理、利用に関する基本的な考え方と、区、区民、事業者等が協働して進める具体的取組を示すもの。
令和4（2022）年度から5年間
●公園・緑地：区の公園等、都・国の公園、民間のオープンスペース
●公衆トイレ：公衆便所及びこれを補完する公園等のトイレ

現状認識と課題

本編P4～P6

公園・緑地

現状認識

- 前方策定時から増加した子どもの人口
→遊びの利用に関するニーズの拡大
- 新型コロナウイルス感染症拡大を機とした生活様式の変化
→3密を避けた利用
→身近な場所での遊びや、心身のリフレッシュの場としての利用ニーズの拡大
- 誰もが住みやすく、安全に安心して暮らせるまちづくり
→公園・緑地が果たす役割の拡大（防災・減災、ユニバーサルデザイン、インクルーシブ公園など）
- 指定管理者制度の全面導入（H29～）による管理体制の変化
→利用者満足度の向上、情報発信、イベント等の取組活性化
- 開発事業等のまちづくりが活発な地域特性
→民間と連携した公園等の整備も活発
→エリアマネジメント団体など、公園づくりに参加する可能性のある多様な担い手が存在
- 都市公園法等の改正
→民間との連携手法の拡大

課題

- ① 公園等に期待する役割、利用者のニーズの変化に応える公園づくり
- ② 指定管理者の存在を前提とした取組と推進体制の見直し
- ③ 担い手の多様化・新たな制度を視野に入れた協働のバージョンアップ

現状認識

- 築30年以上の公衆便所が約半数を占め、管理水準が一定でも低下した利用者満足度
→老朽化対策が急務
- 様々な社会的要請（衛生面、ユニバーサルデザイン、ダイバーシティ等）
→誰もが利用しやすいトイレの提供に向け、対応が必要
- 実現に至らなかった民間活力導入に関する取組
→コスト面からのアプローチではなく、民間が有するリソースを生かすという観点が必要

課題

- ① 公衆トイレの老朽化対策と快適性・安全性・清潔さの向上【継続課題】
- ② 民間活力等の導入に関する施策の見直し

公衆トイレ

策定の方向性

本編P7～P8

- 1 長期的な考え方の継承
○長期的な考え方を示す理念の継承
○目標、基本方針、施策は、社会状況や利用者ニーズの変化、区の取組の成果と課題等を踏まえ見直し
- 2 区民、事業者等の役割拡大を踏まえた施策・取組の再構築
○区、区民、事業者、指定管理者、NPO・まちづくり団体等の役割の整理
○「みなで公園等を柔軟に使いこなす」「よりよい公衆トイレを実現する」という視点に立った施策・取組の再構築
- 3 社会的要請、利用者ニーズを踏まえた公園等の機能更新
○ゼロカーボンシティの実現や防災・減災、気候変動への適応に資する機能の充実
○バリアフリー、ユニバーサルデザイン、インクルーシブ公園、ダイバーシティ等への対応の充実
○多様な遊び、「新しい生活様式」の中での心身のリフレッシュにつながる機能の充実
○歴史・文化・自然等の固有の資源を大切にした公園等の整備・活用
- 4 安全・安心で快適な利用の維持・向上
○安全・安心、快適な利用を支える取組（施設の安全管理と長寿命化、清潔さの向上や防犯対策等）の継続
○多様な利用者へのわかりやすい情報提供の取組の継続
- 5 適切な進行管理と5地区が連携する推進体制の構築
○公園事業全体の進行管理（PDCA）の実施
○5地区の担当・指定管理者が相互に連携・情報共有することによる質の更なる向上につながる体制構築

第II編 みんなでつくろう！にぎわい公園2022

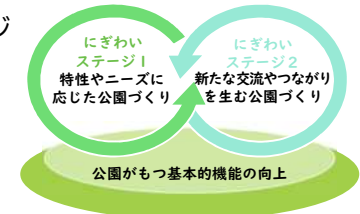
本編P15～P64

◆理念

まちにみどりを、暮らしにうるおいを、人々に笑顔をもとにつくるにぎわい公園

◆公園づくりの目標イメージ

社会状況の変化に合わせ基本的機能をアップデートしつつ、ハードとソフト双方のレベルアップによる好循環を生み出していく



◆基本方針と施策の方向

主な担い手

基本方針1 個性ある公園をつくり、つなぐ

区、事業者

- みどりのネットワークの核となる公園等の整備
- 個性を伸ばす公園づくり
- 公園の基本的機能の向上



基本方針2 公園からまちのにぎわいを生み出す

区、指定管理者
エリアマネジメント団体

- 公園等の魅力の発信
- 公園等の特色を生かしたにぎわい創出
- 安心して使える公園づくり



基本方針3 みんなで公園を育てる

全ての主体

- 区民協働の公園づくり
- 公園等の活用可能性を広げる仕組みづくり
- 推進体制づくり



第III編 進めよう！おもてなし公衆トイレ2022

本編P65～P78

◆理念

やすらぎともてなしの公衆トイレづくり

◆基本方針と施策

主な担い手

基本方針1 誰もが安心して利用できる公衆トイレづくり

区

- 清潔なトイレの維持
- 公衆トイレの安全対策
- 公衆トイレの案内整備



基本方針2 必要とされる場所に利用しやすい公衆トイレづくり

区
事業者

- ユニバーサルデザインのトイレ整備
- 公共施設・民間施設のトイレ活用
- 公衆トイレ機能の適正配置の検討



基本方針3 創意工夫による質の高い公衆トイレづくり

区
事業者

- 公衆トイレのデザイン向上
- 他の公共施設整備との連携
- 専門家の助言や利用者意見の反映の検討



◆ 施策の体系

基本方針	施策の方向	施策	素案ページ
基本方針1 個性ある公園をつくり、つなぐ 主な担い手 区、事業者	1-1 みどりのネットワークの核となる公園等の整備	1-1-1 公園等の整備	32
		1-1-2 民間と連携した公園等・オープンスペースの確保	33
	1-2 個性を伸ばす公園づくり	1-2-1 遊び空間の創出	35
		1-2-2 特色を生かした公園づくり	36
		1-2-3 計画的な公園等のリニューアル	37
	1-3 公園の基本的機能の向上	1-3-1 インクルーシブな公園の整備	39
		1-3-2 多様な利用者への配慮	40
		1-3-3 防災機能の強化	41
		1-3-4 環境配慮の推進	42
		1-3-5 利便性の向上	43
基本方針2 公園からまちのにぎわいを生み出す 主な担い手 区、指定管理者 エリアマネジメント団体	2-1 公園等の魅力の発信	2-1-1 各種媒体等による情報発信	45
		2-2 公園等の特色を生かしたにぎわい創出	47
	2-2	2-2-1 公園等を楽しむメニューやサービスの充実	47
		2-2-2 多様な主体との連携による公園活用	49
	2-3 安心して使える公園づくり	2-3-1 遊具等の安全対策と長寿命化	51
		2-3-2 樹木の適切な維持管理	52
		2-3-3 防犯対策の推進	53
		2-3-4 ウィズコロナの公園利用	54
基本方針3 みんなで公園を育てる 主な担い手 全ての主体	3-1 区民協働の公園づくり	3-1-1 公園整備・管理における協働の推進	56
		3-1-2 区民等の意見の収集と反映	58
	3-2 公園等の活用可能性を広げる仕組みづくり	3-2-1 利活用促進に向けた規制緩和の検討	60
		3-2-2 新たな制度の活用	60
	3-3 推進体制づくり	3-3-1 地区ごとの推進体制づくり	63
		3-3-2 公園事業全体の進行管理の仕組みづくり	64

◆ 施策の体系

基本方針	施策の方向	施策名	素案ページ
基本方針1 誰もが安心して利用できる公衆トイレづくり 主な担い手 区	維持管理の向上	1-1 清潔なトイレの維持	71
		1-2 公衆トイレの安全対策	71
		1-3 公衆トイレの案内整備	72
基本方針2 必要とされる場所に利用しやすい公衆トイレづくり 区、事業者	機能の向上	2-1 ユニバーサルデザインのトイレ整備	74
		2-2 公共施設・民間施設のトイレ活用	75
		2-3 公衆トイレ機能の適正配置の検討	75
基本方針3 創意工夫による質の高い公衆トイレづくり 区、事業者	質の向上	3-1 公衆トイレのデザイン向上	77
		3-2 他の公共施設整備との連携	78
		3-3 専門家の助言や利用者意見の反映の検討	78

〇にぎわい公園づくりの実現性を高めていくため、公園等の維持管理を担う各総合支所単位で、多様な地域の特性を踏まえた取組の展開をより具体的に示すものとして、5地区の方針を設定
 〇各公園等の整備・管理・利用の方向を示す指針として「公園等に個性を持たせるタイプ区分（利用タイプ）」と「区内や地区内での公園等の役割・位置づけ」を設定

■ 各地区の公園等の整備・管理運営の方針

■ 配置計画図

芝地区

〇ビジネス街における、働く人、区を訪れる人がくつろげる公園、まちのにぎわいの拠点となる公園づくりと、住宅地における住民の交流やコミュニティ活動の場となる公園づくり
 〇歴史と新しいまちが融合する地区にふさわしい公園の利活用

麻布地区

〇歴史ある有栖川宮記念公園、麻布十番一帯の公園、多く子どもたちでにぎわう公園、洗練された商業・業務地である六本木地区の公園等やオープンスペースなど、地区の多様な特性と資源を生かした個性ある公園づくり

赤坂地区

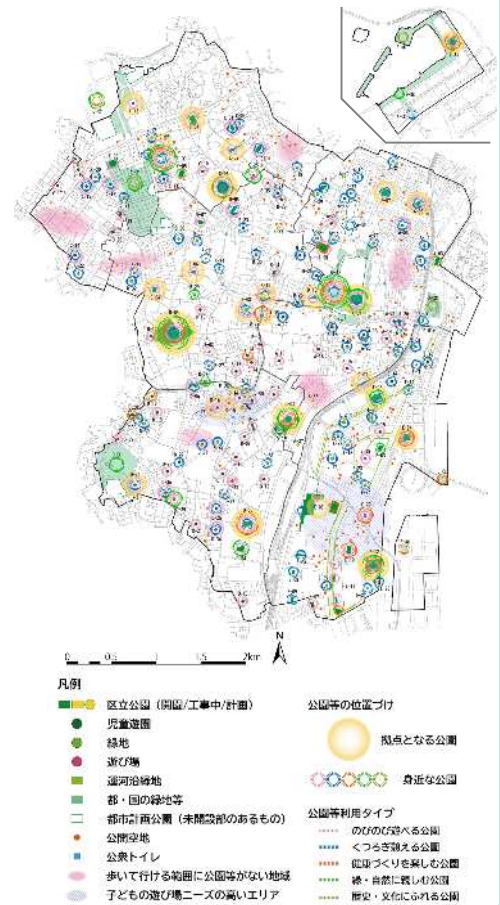
〇自然、歴史、文化を生かしつつ、住む人、訪れる人が楽しめる公園づくり
 〇赤坂・青山地区の地域特性や区民のライフスタイルに合わせて身近な公園等を選べる環境づくり

高輪地区

〇自然と触れ合いながら遊べる公園、緑や花を楽しみながらくつろげる公園など、高輪地区の特徴である豊かな緑と自然を生かした公園づくり
 〇地域のコミュニティを育む場として公園等の活用

芝浦港南地区

〇ウォーターフロントの環境を生かした、水辺空間、自然とのふれあいの場の創出
 〇それぞれの公園等の立地と資源を生かした、働く人々の憩いの場、子どもたちがのびのびと遊べる場、活動的なレクリエーションの場の形成



第V編 取組の推進に向けて

〇各総合支所において公園管理、区民協働を担う部署が連携を図り、指定管理者と適切に役割分担をしつつ、多様な主体の協働・連携により、公園等の維持管理、活用を推進
 〇土木課公園計画担当が毎年度、事業進捗調査を行い、結果について、「街づくり等に関する検討委員会」の下部組織である「公園等検討部会」で公園事業に関連する各部署と共有し、進捗確認・課題共有・対応策の検討などの進行管理を実施
 〇課題への対応は、各総合支所まちづくり課が実施

